



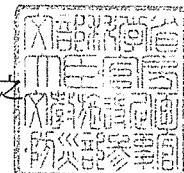
元施参事第 42 号
令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課長
小中高等学校を設置する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

森 政



(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

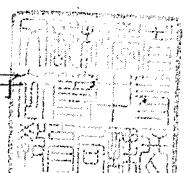
三 好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

平 山 直



(印影印刷)

「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」について（通知）

近年、平成 30 年 7 月豪雨や台風第 21 号、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）や令和元年東日本台風（台風第 19 号）が発生し、記録的な暴風や大雨等により、校舎や屋内運動場が損壊、浸水するなどの被害が生じました。

文部科学省では、今般、別添のとおり、台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校（大学及び高等専門学校を除き、高等課程を置く専修学校及び幼稚園から高等学校段階の課程を置く各種学校を含める。以下同じ。）の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたパンフレット「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」を取りまとめました。本パンフレットには、これらに関連する管理運営面等についても一部記載しています。

については、本パンフレットを参考に、日頃から学校施設の安全点検・対策等を実施して被害の軽減を図るとともに、被災した場合には、早期に教育活動が再開できるよう施設の復旧等に努めていただきますようお願いします。こうした取組は、学校設置者と学校において適切に役割分担しながら実施いただきますようお願いします。

また、各位におかれでは、本パンフレットを参考に、防災担当部局等の関係部局と連携して風水害対策に取り組んでいただきますようお願いします。

のことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれでは所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

なお、各都道府県及び市町村の防災担当部局に対しても、本パンフレットが周知されるよう、内閣府（防災担当）に依頼することとしています。

※本パンフレットについては文部科学省のホームページにも掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetsu/bousai/mext_00477.html



[本件連絡先]

(パンフレット全般について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官付

TEL：03-6734-3184

(リスクの把握や危機管理マニュアルについて)

文部科学省総合教育局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL：03-6734-2670

(衛生管理や学校給食について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-6734-2976